

1 吸収冷温水機

(a)本項は、燃料としてガス又は油を使用する吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で 186kW 以上のものに適用する。

(b)吸収冷温水機に附属する燃焼装置等の保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c)吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で 186kW 以上の作業項目及び作業内容は、表 1 による。

(d)点検時期及び回数は、次による。

(1)シーズンイン点検：年 2 回（冷房及び暖房の運転期間開始前）

(2)シーズンオン点検：年 2 回（冷房及び暖房の運転期間中の適切な時期）

(3)シーズンオフ点検：年 2 回（冷房及び暖房の運転期間終了後）

表 1 吸収冷温水機（シーズンイン点検，シーズンオン点検，シーズンオフ点検）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1.基礎・固定部	①亀裂，沈下等の有無の点検	IN,OFF	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN,OFF	
	③取付け状態の点検	ON	
2.外観の状況			
a.本体	腐食，変形，破損等の有無の点検	IN,ON,OFF	
b.保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN,OFF	
3.内部の状況			
a.燃焼室	①焼損及び燃焼ガスのリークの有無の点検	OFF	
	②耐火材の亀裂，脱落等の有無の点検	OFF	
	③燃焼室内部の腐食及び汚れの有無の点検	OFF	
	④燃焼ガス出口部の腐食の有無の点検	OFF	
b.熱交換器	①伝熱管のスケール付着の有無の点検	OFF	
	②伝熱管の腐食の有無の点検	OFF	
	③水室の汚れ及び腐食の有無の点検	OFF	
4.附属品			
a.温度計・圧力計	①正常値を指示していることの確認	IN,ON	
	②取付け部等の漏れの有無の点検	IN,ON	
	③汚れ及び損傷の有無の点検	IN,ON,OFF	
b.附属弁	①弁の開閉の良否の点検	IN	

	②調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることの確認	IN	
5.動力盤	①冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認	IN	
	②絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	③作動の良否の点検	IN	
6.電気系統			
a.操作回路・ヒーター回路・電動機回路（キャンドポンプ・抽気ポンプ・ブロワーファン・油ポンプ）	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b.端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN	
c.タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d.サーマルリレー	キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワー及び油ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
e.電極棒	機能の点検	IN	
f.操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
g.接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
7.保安装置			
a.作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい
b.インターロック	作動の良否の点検	IN	
8.燃焼装置			
a.燃料系統配管	①油燃料の場合は、油配管継手部からの油の滴下のないことの確認	IN,OFF	
	②ガス燃料の場合は、（一社）日本冷凍空調工業会規格 JRA4004（ガス吸収冷温水機安全基準）に定められた方法により外部漏れの確認	IN,OFF	
b.弁	①油燃料の場合は、電磁弁非通電時に、ノズルからの油垂れがないことの確認	IN,ON	
	②ガス燃料の場合は、（一社）日本冷凍空調工業会規格 JRA4004（ガス吸収冷温水機安全基準）に示す方法による弁越リーク量が基準以内で	IN,ON	

c.バーナー	あることの確認		
	③ガス燃料の場合は，電動ボール弁，主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否の点検	IN,ON	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい
	④異常時に規定値で作動することの確認	IN,ON	
	⑤通電時にチャタリング，過熱，異常音等の有無の確認	IN,ON	
	①耐火材の亀裂及び欠損の有無の点検	IN, OFF	
d.リンク機構	②ヘッド部の焼損及び変形の有無の点検	OFF	
	③ノズルを取外し，洗油又はシンナーで清掃	OFF	
	④点火トランス，電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN	
e.火炎検知	①動作の良否の点検	IN,ON,OFF	
	②ボールジョイントの緩み及び損傷の有無の点検	IN,OFF	
f.ストレーナ	①光電セル又は紫外線検出方式は，受光面の汚れ，亀裂等の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN	
	②フレームロッド方式は，汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN	
g.地震感知器	詰まり，損傷等の有無の点検	IN	
9.冷温水及び冷却水系統	運転時に作動テストを行い，自動的に燃焼が停止することの確認	IN	
	①出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認	IN	
	②各水室部に水漏れのないことの確認	IN	
10.運転調整	③暖房時前の場合は，冷却水系の水抜き確認，あるいは満水保管時の切替弁確認	IN	
a.音・振動	異常のないことの確認	IN,ON	
b.電流・電圧	①運転時における主電源電圧の変動が，規定値内にあることの確認	IN,ON	
c.電動機	②運転電流が規定値以下であることの確認	IN	
	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN	
d.温度制御	設定温度で作動することの確認	IN,ON	
e.燃焼制御	プレパージ時間，着火タイミング，失火動作指	IN,ON	

f.燃焼状態	令等の作動の良否の点検 ①正常に着火することの確認 ②メインバーナーの火炎が安定しており, 異常振動及び異常音がないことの確認 ③フレイム電流を測定し, その良否の確認 ④排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度, 排ガス温度, ドラフト, 燃料圧力, 燃料消費量等を測定し, その値が規定の許容範囲内にあることを確認。なお, 油だきはスモークの有無の点検	IN,ON IN,ON IN,ON IN,ON	
g.熱交換器	①冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度, 溶液温度, 溶液濃度, 凝縮温度, 蒸発温度等を測定し, その値が許容範囲内にあることの確認 ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN,ON IN	
11.真空气密			
a.抽気ポンプ	①起動時に固着及び異常音がなく, 抽気能力に異常のないことの確認 ②ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN,ON,OFF IN,ON,OFF	
b.抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし, 真空計の変化から開通していることの確認	IN,ON,OFF	
c.パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN,ON,OFF	
d.リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN,ON,OFF	
12.冷媒・吸収剤	①攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることの確認 ②溶液に汚れがないことの確認	IN,ON IN,ON	
13.機器用水	「水質管理」の当該事項による	ON	
14.保存			
a.真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存	OFF	
b.冷温水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存。満水保存の場合にあっては, さび止め剤を規定の濃度まで注入。	OFF	
c.溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることの確認	OFF	

・特記がある
場合

2 パッケージ形空気調和機（EHP）

- (a)本項は、パッケージ形空気調和機（マルチ形を含む）に適用する。
- (b)高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (c)「フロン排出抑制法」のエアークンディショナに該当するものは、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。
- なお、「フロン排出抑制法」による定期点検は特記による。
- (d)パッケージ形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表 2 による。
- (e)点検時期及び回数は、次による。
- (1)シーズンイン点検：年 2 回（冷房又は暖房の運転期間開始前）
- (2)シーズンオン点検：年 2 回（冷房又は暖房の運転期間中）
- (3)シーズンオフ点検：年 0 回

表 2 パッケージ形空気調和機（シーズンイン点検,シーズンオン点検,シーズンオフ点検）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1.基礎・固定部	①亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN,OFF	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN,OFF	
	③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN,OFF	
2.外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN,OFF	
3.冷房切替え	暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイルの水抜きを行い、これらに係る止弁の開閉の良否とともに（補助）電気ヒーター及び加湿器の電源遮断、自動制御機器の切替え並びに作動確認の実施	IN	
4.暖房切替え	暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイル、加湿給水等の止弁の開閉を確認するとともに（補助）電気ヒーター及び加湿器の電源投入、自動制御機器の切替え並びに作動確認の実施	IN	
5.水系統			
a.加湿用給水	①弁の開閉の確認	IN	
	②漏れ及び汚れのないことの確認	IN,ON	
b.ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN,OFF	
c.ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認	IN,ON	
6.電気系統			
a.操作回路・動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	

b.端子	緩み及び変色の有無の点検	IN,ON	・ 室外機を含む
c.操作盤	盤内の汚れ・異物の付着，緩み及び変形の有無の確認	IN,ON	
d.クランケー ースヒー タ	通電，発熱状態の異常のないことの点検	IN,ON,OFF	
7.送風機			
a.V ベルト	緩み，亀裂，摩耗等の有無の点検	IN,ON,OFF	
b.軸受	異常音，異常振動等の有無の点検	IN,ON,OFF	
c.羽根車	汚れ，損傷等の有無の点検	IN,OFF	
d.電動機	回転方向が正しいことの確認	IN	
8.エアフィル ター			
a.ろ材	詰まり，損傷等の有無の点検	IN,ON,OFF	
b.枠	変形，腐食等の有無の点検	IN,ON,OFF	
9.冷媒系統	①ガス漏れの有無の点検	IN,ON,OFF	
	②配管の損傷等の有無の点検	IN,ON,OFF	
10.熱交換器	①フィンコイル及び凝縮器の汚れ，損傷等の有無の点検	IN,OFF	
	②補助ヒーターの汚れ，損傷等の有無の点検	IN	
11.加湿器	①作動の良否の点検	IN,ON,OFF	
	②汚れ，損傷等の有無の点検	IN,ON,OFF	
12.保安装置			
a.インターロ ック	室内送風機運転と（補助）電気ヒーターが連動して作動す ることの確認	IN	
b.圧力開閉器	作動の良否の確認	IN	
c.可溶栓又は 安全弁	ガス漏れ，変形等の有無の確認	IN,OFF	
d.温度ヒュ ーズ	熔断，変形及び変色の有無の確認	IN	
e.過熱防止器	作動の良否の確認	IN	
f.圧力計	指示値が正常であることの確認	IN,OFF	
13.自動制御 機器	①温度調節器，湿度調節器，タイマー制御，圧力制御及び容 量制御が設定値で作動することの確認	IN	
	②温度及び湿度が設定値にて制御されていることの確認	ON	
14.運転調整			
a.音・振動	異常のないことの確認	IN,ON,OFF	

b.電源電圧	①供給電源電圧に異常のないことの確認	IN,ON	
	②運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認	IN	
c.運転電流	①主電流及び圧縮機電流が定格以下であることの確認	IN,ON	
	②送風機及び加湿器の電流に異常がないことの確認	IN,ON	
	③電気ヒーターの電流が定格値にあることの確認	IN,ON	
d.冷凍機油	汚損，劣化及び油量の適否の点検	IN,ON	
e.熱交換状況	冷媒，室外機及び室内機の吹出し空気温度の点検，熱交換状況が正常であることの確認	IN,ON	
f.除霜装置	暖房運転時の場合は，検知作動及び四方弁動作の良否の点検	IN	
15.保存	冷却水・加湿系統（排水系統を除く）の水の排出，保存	OFF	

3 冷却塔

(a)冷却塔の点検・保守等は，建築物衛生法，同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b)冷却塔の作業項目及び作業内容は，表 3 による。

(c)点検時期及び回数は，次による。

(1)シーズンイン点検：年 1 回（運転期間開始前）

(2)シーズンオン点検：年 0 回

(3)シーズンオフ点検：年 1 回（運転期間終了後）

表 3 冷却塔（シーズンイン点検，シーズンオン点検，シーズンオフ点検）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1.基礎・固定部	①亀裂，沈下等の有無の点検 ②基礎ボルトの緩み及び劣化の有無の点検 ③防振装置の損傷等の有無の点検 ④防振ストッパーの緩み及び劣化の有無の点検 ⑤取付状態の点検	IN IN IN IN ON	・密閉形に限る
2.外観の状況			
a.本体	損傷，変形及び汚れの有無の点検	IN,ON,OFF	
b.散水装置	①損傷，変形，さび及び汚れの有無の点検 ②散水穴の目詰まりの有無の点検 ③散水管の回転が円滑であることの確認	IN,ON,OFF IN,ON,OFF IN,ON,OFF	
c.熱交換器	コイルの汚れ，損傷等の有無	IN,OFF	
d.エリミネータ	損傷，変形及び目詰まりの有無の点検	IN,OFF	
e.ルーバ	損傷，変形及び目詰まりの有無の点検	IN,ON,OFF	
f.充填材	①スケール等の付着の有無の点検 ②目詰まりの有無の点検 ③座屈，変形等の有無の点検	IN,ON,OFF IN,ON,OFF IN,ON,OFF	
g.架台	①損傷，変形等の有無の点検 ②固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無の点検	IN,ON,OFF IN,ON,OFF	
h.梯子・点検扉	損傷，変形，腐食等の有無の点検	IN,OFF	

3.水槽			
a.本体	①内外面の損傷，変形及び汚れの有無の点検 ②水漏れの有無の点検 ③水位が規定の位置にあることの確認	IN,ON,OFF IN,ON,OFF IN,ON	
b.給水装置	ボールタップ等が確実に作動することの確認	IN,ON,OFF	
c.ストレーナ	目詰まり，損傷等の有無の点検	IN,ON,OFF	
d.フレキシブルジョイント	接続部の緩み，腐食等の有無の点検	IN,OFF	
4.送風機			
a.羽根車	①損傷，腐食，汚れ等の有無の点検 ②回転に支障のないことの確認	IN,ON,OFF IN,ON,OFF	
b.ファンケーシング	損傷，腐食等の有無の点検	IN,ON,OFF	
c.軸受	①軸が円滑に回転することの確認 ②油量の適否の点検	IN,ON,OFF IN,ON	
d.電動機	①損傷，腐食等の有無の点検 ②円滑に回転することの確認 ③絶縁抵抗を測定し，その良否の確認 ④異常音，異常振動等の有無の点検	IN IN,OFF IN ON	
e.ベルト	①張り具合の適否の点検 ②損傷及び摩耗の有無の点検	IN,ON,OFF IN,ON,OFF	
f.プーリ	損傷，摩擦等の有無の点検	IN,ON,OFF	
5.散水ポンプ			・密閉形に限る
a.本体	①汚れ，損傷，腐食等の有無の点検 ②異常振動の有無の確認	IN,OFF ON	
b.電動機	①絶縁抵抗を測定し，その良否の確認 ②回転方向が正しいことの確認 ③電流が定格値内であることの確認 ④異常音，異常振動の有無の確認	IN IN IN ON	
6.凍結防止装置	①サーモスタットが設定値で作動することの確認 ②ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることの確認 ③ヒーターの絶縁抵抗を測定し，その良否の確認	IN IN,ON IN	
7.運転調整	①電動機の回転方向が正しいことの確認 ②異常音及び異常振動のないことの確認 ③電源電圧の変動が規定値内にあることの確認	IN IN IN,ON	

8.冷却水及び補給水	④運転電流が定格値以下にあることの確認	IN,ON	・特記がある場合
	⑤散水管の回転数が許容範囲内にあることの確認	IN,ON	
	⑥散水が均一に分散していることの確認	IN,ON	
	⑦水槽の水位が運転前及び運転状態が適正であることの確認	IN	
9.シーズンオフ時の保存	「水質管理」の当該事項による。	ON	・消毒等を行う場合は特記による。
10.シーズンイン時の清掃	器内の水を確実に抜いたうえ保存 本体及び冷却水配管の清掃	OFF IN	

4 ユニット形空気調和機（エアハンドリングユニット）

(a)ユニット形空気調和機の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b)ユニット形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4による。

(c)点検時期及び回数は、次による。

(1)シーズンイン点検：年 2 回（冷房又は暖房の期間開始前）

(2)シーズンオン点検：年 0 回

表4 ユニット形空気調和機（シーズンイン点検，シーズンオン点検）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1.基礎・固定部	①亀裂，沈下等の有無の点検	IN	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN	
	③防振材，ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN	
2.外部の状況			
a.本体	①設置の状況及び劣化・損傷の状況の確認	IN	
	②腐食，変形，破損等の有無の点検	IN	
	③給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取り付け状況の点検	IN	
b.保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	IN	
3.送風機			
a.羽根車	①汚れ，さび，腐食等の有無の点検	IN	
	②回転バランスの良否の点検	IN	
b.シャフト	汚れ，さび，摩耗等の有無の点検	IN	
c.ベルト	緩み，摩耗，損傷等の有無の点検	IN,ON	
d.プーリ	摩耗等の有無の点検	IN	
e.軸受	①異常音，異常振動等の有無の点検	IN,ON	
	②給油の状態の点検	IN,ON	
f.カップリング	摩耗，損傷等の有無の点検	IN	
g.電動機	①絶縁抵抗を測定し，その良否の確認	IN	
	②回転方向が正しいことの確認	IN	
	③表面温度の異常の有無の点検	ON	
	④電流が定格値内であることの確認	IN,ON	
4.熱交換器	冷温水コイル，蒸気コイル等の汚損，腐食，	IN	

5.加湿器	損傷等の有無の点検 ①加湿器の詰まりの有無を点検し、清掃の実施	IN,ON	・ON は必要に応じて実施
6.エリミネータ	②作動の良否の点検	IN,ON	
7.水系統	③汚れ、損傷等の有無の点検	ON	
a.加湿用給水	④加湿状態点検用ランプが点灯することの確認	IN,ON	
b.ドレンパン	詰まり、腐食等の有無の点検	IN,ON	・ INは冷房運転期間開始前、ONは冷房運転期間中に限る。 ・ 必要に応じて清掃を実施 ・ON は必要に応じて実施
c.ドレン排水	①給水止弁の開閉の点検	ON	
	②漏れ及び汚れのないことの確認	ON	
	汚れ、さび、腐食、損傷等の有無を点検	IN,ON	
8.エアフィルター (プレフィルター)	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	IN,ON	
a.ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	IN,ON	
b.枠	変形、腐食等の有無の点検	IN,ON	
9.運転調整	①運転の状況の確認	IN	
	②運転時における電圧変動が既定値以下であることの確認	IN	
	③運転電流が定格以下であることの確認	IN	
	④インバーター設置の場合は、単体運転にて電圧及び電流値が異常でないことを確認	IN	

5 ファンコイルユニット

(a) ファンコイルユニットの作業項目及び作業内容は、表 10 による。

(b) 点検時期及び回数は次による。

シーズンイン点検：年 2 回（冷房又は暖房の運転期間開始前）

表 5 ファンコイルユニット（シーズンイン点検）

作業項目	作業内容	備考
1.外観の状況		
a.本体	①腐食，変形，破損等の有無の点検 ②固定金具，固定ボルトの緩み，変形，腐食等の有無の点検	
b.保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	
c.吹出口	汚れ，破損等の有無の点検	
2.送風機		
a.羽根車	①汚れ及びさび，腐食，変形等の有無の点検 ②回転バランスの良否の点検	
b.電動機	①異常音，異常振動等の有無の点検 ②絶縁抵抗を測定し，その良否の確認 ③回転がスムーズであることの確認	
3.熱交換器	①冷温水コイルの破損及び腐食の有無の点検 ②フィンの汚れ及び目詰まりの有無の点検	
4.排水系統		・冷房運転期間開始前に限る。 ・必要に応じて清掃を実施
a.ドレンパン	汚れ，さび，腐食等の有無の点検	
b.ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い，詰まりのないことの確認	
5.エアフィルター		
a.ろ材	汚れ，損傷等の有無の点検	
b.枠	変形，腐食等の有無の点検	
6.電装部品		
a.電気配線	損傷，過熱等の有無の点検	
b.接続端子	端子接続の緩みの有無の点検	
c.操作スイッチ， 運転表示灯	①損傷，破損等の有無の点検 ②表示灯の点灯状態の点検 ③風量切替え等の作動の良否の点検	
7.弁類	①損傷及び破損の有無の点検 ②エア抜き弁の良否の点検	

6 全熱交換器（カセット形）

- (a)全熱交換器の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b)本項は、回転形・静止形全熱交換器に適用する。
- (c)回転形・静止形全熱交換器の作業項目及び作業内容は、表 6 による。
- (d)点検時期及び回数は、半年点検 2 回、年次点検 1 回とする。

表 6 回転形・静止形全熱交換器

作業項目	作業内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①亀裂，沈下等の有無の点検	1Y	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6M	
2.外観の状況			
a.本体・点検口	さび，腐食，変形，破損等の有無の点検	1Y	
b.フィルター	詰まり，損傷等の有無の点検	6M	
c.保温材	破損の有無の点検	1Y	
3.熱交換エレメント			
a.軸受	①異常音，異常振動等の有無の点検	6M	・回転形に限る
	②給油の状態の点検	6M	・回転形に限る
b.エレメント	詰まり，損傷等の有無の点検	6M	
c.エアシール	異常摩耗，破損等の有無の点検	6M	・回転形に限る
d.駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み，損傷等の有無の点検	6M	・回転形に限る
e.ケーシング	汚れ，さび，腐食等の有無の点検	1Y	
4.電気系統			
a.電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1Y	・回転形に限る
b.電動機	①絶縁抵抗の測定，その良否の確認	1Y	・回転形に限る
	②表面温度の異常の有無の点検	1Y	・回転形に限る
	③電流が定格値内であることの確認	6M	・回転形に限る
	④オイルシールの油漏れの有無の点検	1Y	・回転形に限る
c.リレー	作動の良否の点検	6M	・回転形に限る
d.端子類	緩み，変色，溶損等の有無の点検	1Y	・回転形に限る

7 ポンプ

(a)本項は、空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空給水ポンプユニット及びオイルポンプに適用する。

(b)ポンプの作業項目及び作業内容は、表7による。

(c)点検回数は、年2回とする。

表7 ポンプ

作業項目	作業内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	6M	
	②防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	6M	
2.外観の状況	①腐食、損傷及び漏洩の有無の点検	6M	
	②軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6M	
	③ベルトの損傷等の有無の点検	6M	
	④芯出しの良否の点検	6M	
	⑤ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6M	
	⑥真空給水ポンプユニットの場合は、受水タンク内の真空度及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6M	
	⑦軸封の漏水状態の点検	6M	・必要に応じてパッキンの増締め実施
	⑧設置の状況の確認	6M	
3.電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6M	
	②回転方向が正しいことの確認	1Y	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6M	
	④運転電流が定格値以下であることの確認	6M	
4.制御機器			
a.制御盤	①電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6M	・真空給水ポンプユニットに限る
	②表示ランプの点灯の良否の点検	6M	・真空給水ポンプユニットに限る
b.真空開閉器, 水位調整器	作動の良否の点検	6M	・真空給水ポンプユニットに限る

c.電磁弁装置	作動の良否の点検	6M	・真空給水ポンプユニットに限る
5.フート弁・逆止弁	開閉状態の良否の点検	6M	
6.圧力計・連成計又は真空計	①腐食及び損傷の有無の点検	1Y	
	②指示値が適正であることの確認	1Y	
7.運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1Y	
	②運転電流が定格以下であることの確認	1Y	

8 送風機

(a)送風機の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b)送風機の作業項目及び作業内容は、表8による。

(c)点検回数は、年2回とする。

表8 送風機

作業項目	作業内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無の点検	1Y	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6M	
	③防振材の破損等の有無の点検	6M	
	④天井吊りの場合の脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	6M	
2.外観の状況	①設置の状況の確認	6M	
	②汚れの有無の点検	6M	
	③腐食及びボルトの緩みの有無の点検	6M	
3.電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6M	
	②回転方向が正しいことの確認	1Y	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6M	
	④運転電流が、定格値以下であることの確認	6M	
4.軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6M	
5.V ベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6M	・電動機直動形を除く。
6.V ベルトカバー	変形、損傷等の有無の点検	6M	・電動機直動形を除く。
7.V プーリ	①摩耗、損傷等の有無の点検	6M	・電動機直動形を除く。
	②芯だしの良否の点検	6M	・電動機直動形を除く。
8.羽根車	①汚れ、変形、腐食等の有無の点検	1Y	
	②ボルトの緩みの有無の点検	1Y	
	③ケーシング等に接触していないことの確認	1Y	
9.運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1Y	
	②運転電流が定格以下であることの確認	1Y	

9 天井扇・換気扇

(a) 天井扇・有圧換気扇の作業項目及び作業内容は、表9による。

(b) 点検回数は、年1回とする。

表9 天井扇・有圧換気扇

作業項目	作業内容	周期	備考
1.固定部	①亀裂等の有無の点検	1Y	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1Y	
	③防振材の破損，劣化等の有無の点検	1Y	
	④天井吊りの場合は，脱落防止，吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	1Y	
2.外観の状況	①汚れの有無の点検	1Y	
	②腐食及びボルトの緩みの有無の点検	1Y	
3.電動機	①回転方向が正しいことの確認	1Y	
	②表面温度の異常の有無の点検	1Y	
	③運転電流が規定値内であることの確認	1Y	
4.羽根車	①汚れ，変形，さび等の有無の点検	1Y	
	②ボルトの緩みの有無の点検	1Y	
	③フレーム等に接触していないことの確認	1Y	
	④異常音，異常振動等の有無の点検	1Y	

10 膨張タンク

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項による。
- (b) 開放形膨張タンク、密閉形隔膜式膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表10による。
- (c) 点検回数は、年1回とする。

表10 開放形膨張タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①基礎の亀裂，沈下等の有無の点検	1Y	
	②架台の曲り，さび，損傷等の有無の点検	1Y	
	③基礎ボルト，取付けボルト，固定金具等の緩み，損傷等の有無の点検	1Y	
	④配管支持部の取付け状態が適正であることの確認	1Y	
2.外観の状況	①損傷，腐食等の有無の点検	1Y	
	②漏れの有無の点検	1Y	
	③保温材の脱落，損傷等の有無の点検	1Y	
3.内部の状況	①付着物及び堆積物の有無の点検	1Y	
	②内部の保護塗装の剥離等の有無の点検	1Y	
4.管・弁			
a.管	漏れ，損傷，腐食等の有無の点検	1Y	
b.弁	漏れ，損傷等の有無及び作動の良否の点検	1Y	
5.附属品			
a.はしご・点検扉	取付けの良否及びさび，腐食等の有無の点検	1Y	
6.液面制御装置			
a.ボールタップ	①フロートの浸水，損傷等の有無及び作動の良否の点検	1Y	
	②給水停止状態での漏水の有無及び水位の適否の点検	1Y	
b.電極スイッチ	①電極棒に異物付着の有無及び侵食の状態の点検	1Y	
	②水位の上下により電源が入・切し，その位置が正常に作動することの確認	1Y	

表 10 密閉形隔膜式膨張タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①基礎の亀裂，沈下等の有無の点検	IN	
	②架台の曲り，さび，損傷等の有無の点検	IN	
	③基礎ボルト，取付けボルト，固定金具等の緩み，損傷等の有無の点検	IN	
	④配管支持部の変形の有無の点検	IN	
2.外観の状況	①損傷，腐食等の有無の点検	IN	
	②漏れの有無の点検	IN	
	③締付けボルトの緩み，腐食，曲り等の有無の点検	IN	
	④保温材の脱落，損傷等の有無の点検	IN	
	⑤本体より分離可能な場合は，加熱管を引出し，内外面のスケール，スラッジ等の異物の付着及び割れ，変形，腐食等の有無の点検	IN	
3.内部の状況	①付着物及び堆積物の有無の点検	IN	
	②割れ，腐食，損傷等の有無の点検	IN	
4.圧力計・水高計・温度計	①正常値を指示していることの点検	IN	
	②取付け部等の漏れの有無の点検	IN	
	③汚れ及び損傷の有無の点検	IN	
	④指針が大気圧の下でゼロ点の指示の確認	IN	
	⑤損傷等の有無の点検	IN	
	⑥導圧口，導圧管，サイホン管，コック等の詰まりの有無の点検	IN	
	⑦温度計感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN	
5.附属管・弁			
a.逃し管	①漏れ，汚れ，損傷，腐食等の有無の点検	IN	
	②保温材の脱落及び損傷の有無の点検	IN	
	③詰まりの有無の点検	IN	
b.その他の管	①漏れ，損傷，腐食等の有無の点検	IN	
	②変形，腐食，曲り等の有無の点検	IN	
	③結露の有無の点検	IN	
	④伸縮継手の作動の良否，損傷等の有無の点検	IN	
c.安全弁・逃し弁	①取付けボルトの緩みの点検	IN	
	②漏れの有無の点検	IN	
	③テストレバーのあるものは，作動テストの実施	IN	
	④分解のうえ清掃	IN	
	⑤弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN	
	⑥各部品を清掃し，損傷等の有無の点検	IN	

d.減圧弁	⑦組み立て後，原則として吹出しテストの実施	IN	
	① 1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内にあることの確認	IN	
e.その他の弁	②損傷等の有無の点検	IN	
	作動の良否及び損傷等の有無の点検		
6.温度調整弁	①作動の良否の点検	IN	
	②損傷等の有無及びスケール付着の有無の点検	IN	
7.蒸気トラップ	分解清掃のうえ，損傷等の有無の点検		
8.防食装置	①流電陽極法は，防食材の消耗の程度の点検	IN	
	②外部電源法は，電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無の点検	IN	
9.溶解栓	劣化の有無の点検		

1 1 水質管理

- (a)本項は、接水部構成材料として銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している空調機器の冷却水系、冷水系及び温水系の水質管理に適用する。
- (b)空調機器用水は、(一社)日本冷凍空調工業会規格 JRA-GL-02（冷凍空調機器用水質ガイドライン）（以下「水質ガイドライン」という。）により管理する。
- (c)試料の採取方法は JIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法は JIS K 0101（工業用水試験方法）による。
- (d)空調機器用水の作業項目及び作業内容は、表 1 1 による。
- (e)水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は測定の結果、実施者、方法等を記録する。
- (f)飲料水及びボイラー用水を除き、空調機器用水として使用する雑用水の腐食性水質検査を行う場合に適用する。
- (g)腐食性水質検査は、水質ガイドラインの全ての項目について 1 回測定を行い、安定度指数より腐食傾向の有無を確認する。

表 1 1 空調機器用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1.水質管理			
a.シーズンイン作業	ストレーナー、ダートトラップ等の水回路の水洗いの実施	1Y	
b.シーズンオン作業	①水質ガイドライン項目のうち pH 及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することの確認 ②pH 又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無の検査 ③冷却水接水部に腐食傾向がある場合は、次の措置を講じる。 ・冷却水を入れ換え ・冷却水の水素イオン濃度を指標として濃度倍数を 3 倍以下に保持するようにブロー量の調節 ・適正なインヒビターの使用 ④スケール生成傾向がある場合は、③によるほか、	1M	・適用は特記による ・適用は特記による ・適用は特記

2.レジオネラ症防止作業	次の場合には、ブラシ洗浄又は化学洗浄の実施 ・冷媒の凝縮温度と冷却水出口温度の差が大きくなった場合 ・冷媒の圧力上昇又は高圧カットが起こった場合 ⑤冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は④による。 冷却塔の冷却水、蓄熱槽及び超音波加湿器の貯水部には、次の措置を講じる。 ・「レジオネラ症防止指針（第4版）」（（公財）日本建築衛生管理教育センター発行）により、レジオネラ症防止の年次計画を作成し、日常及び定期の作業の実施 ・レジオネラ属菌の増殖のおそれがある箇所より検査の実施	1Y	による ・適用は特記による ・適用は特記による
--------------	--	----	---